



令和 3 年 8 月 24 日

鹿児島労働局長
三輪 宗文 殿

鹿児島地方最低賃金審議会
会 長 山本 晃正

鹿児島地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

本日、貴職から令和3年8月6日付け鹿児島県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する鹿児島県労働組合総連合、鹿児島県医療労働組合連合会、コープかごしま労働組合及び鹿児島県自治体関連労働組合総連合からの異議申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和3年8月6日付け答申どおり決定することが適当である。